

令和7年7月29日
政策経営部政策研究・調査課

令和7年国勢調査の実施について

令和7年国勢調査の実施にあたり、昨年12月に区としての実施概要を示したところである。今般、令和7年国勢調査実施計画を定め、本計画に基づき調査を実施していくことについて報告する。

記

- 1 令和7年国勢調査実施計画について（別紙）

- 2 今後の予定

令和7年	8月	調査員説明会の開催（25日～9月5日）
	9月	調査書類一式の配布（20日～30日）
	10月	調査基準日（1日）
		調査員からの調査書類提出受付（14日～24日）
令和8年	3月	東京都への調査書類の提出
	5月	議会報告 …人口速報

世田谷区令和7年国勢調査実施計画

令和7年7月
政策研究・調査課

本計画は、令和6年10月29日に総務省より示された「令和7年国勢調査実施計画」（以下、「国の計画」という）に基づき、区の実施内容を定めるために策定するものである。

1. 国の計画の概要

（1）調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

（2）法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施する。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

（3）調査の期日

令和7年10月1日午前零時現在

（4）調査の対象

① 調査の対象

調査時において、我が国に常住する期間が引き続き3か月以上に渡ることとなる者〔外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。〕

② 調査の場所

常住する場所。ただし、次の者については、それぞれに示す場所で調査を行う。

ア 特別養護老人ホーム等の社会施設の入所者

すでに3か月以上住んでいるか、まだ3か月になっていないが10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって入所することになっている者は、入所先で調査する。

イ 病院・療養所などの入院者

すでに3か月以上入院している者は、入院先の病院・療養所などで調査する。入院してから3か月にならない者は、自宅で調査する。

ウ 学校の学生寮や寄宿舎に住んでいる者は、学生寮や寄宿舎で調査する。

エ 自衛隊の営舎内の居住者は、営舎で調査する。

（5）調査事項及び調査票

① 調査事項

調査は、次の17項目について調査する。

ア 世帯員に関する事項（13項目）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (ア) 氏名 | (ク) 5年前の住居の所在地 |
| (イ) 男女の別 | (ケ) 就業状態 |
| (ウ) 出生の年月 | (コ) 所属の事業所の名称及び事業の種類 |
| (エ) 世帯主との続柄 | (サ) 仕事の種類（職業） |
| (オ) 配偶の関係 | (シ) 従業上の地位 |
| (カ) 国籍 | (ス) 従業地又は通学地 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | |

イ 世帯に関する事項（4項目）

- | | |
|-----------|------------|
| (ア) 世帯の種類 | (ウ) 住居の種類 |
| (イ) 世帯員の数 | (エ) 住宅の建て方 |

② 調査票

調査票はA4判両面記入様式の光学文字認識(OCR)帳票で1枚に4名まで記入できる。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式で整備され、世帯人員19名までの一般世帯がパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答が可能となる。

さらに、高齢者や外国人等ができるだけ記入しやすくするために「拡大文字調査票」、「点字調査票」、調査票の対訳（28言語）及びExcel調査票を用意する。

(6) 令和7年国勢調査の主なポイント

① 調査方法の見直し

ア スケジュールの見直し（提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保等）

イ 調査困難地域等における配布方法の見直し

地域性や建物の建て方などを考慮し、オートロックマンションや単身世帯など何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、居住確認を行えた時点で、調査書類の配布を可能とする。

② オンライン回答の積極的推進

オンライン調査システムの機能改善（「QRコードログイン」、「パスワード再設定」等）、地域に密接した施設（郵便局等）へのオンライン回答支援ブースの設置など。

③ 広報・協力依頼の充実・強化

2か年にわたる総合企画による広報の実施、サポーター企業の拡充。

(7) 結果の利用

① 法定人口としての利用

衆議院議員の小選挙区の改定基準、地方交付税の算定基準等

② 行政施策の基礎資料としての利用

少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料等

③ 各種標本調査の抽出フレームとしての利用

④ 教育、民間など広範な分野で利用

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料等

2. 世田谷区令和7年国勢調査実施計画

区は統計法第16条、同施行令に基づき、法定受託事務として調査区の設定、調査員・指導員の推薦及び指導、調査書類の審査、提出等の実査事務を下記のとおり行う。本計画においては調査の実施において必要となる基本的な事項を定め、その他の事項については政策経営部において決定し対応する。

(1) 実施体制

① 世田谷区令和7年国勢調査実施本部

副区長を本部長とする実施本部を設置し、事務処理体制の確立と庁内各関係部署の協力を得るための体制整備を行い、国勢調査の円滑な実施を図る。

ア 設置期間：令和6年9月～令和8年3月

イ 構成：各副区長（本部長、副本部長）、各総合支所長、政策経営部長、総務部長、生活文化政策部長、地域行政部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育政策・生涯学習部長、地域振興課長（代表）、生活文化政策部市民活動推進課長、地域行政部地域行政課長、政策経営部政策研究・調査課長
政策経営部副参事（国勢調査担当）

② 調査規模

ア 調査区数 8,174調査区（前回令和2年調査：8,065調査区）

イ 世帯数（推定） 約51万6千世帯（前回令和2年調査：492,065世帯）

※世帯数（推定）は令和6年3月27日付け東京都世帯数予測から引用

③ 調査員及び指導員の選任

ア 調査員

(ア) 調査員は、調査票の配布・回収および調査書類の作成等を行う。

(イ) 社会施設や病院、学生寮等については、施設管理者に調査員業務を依頼する。

(ウ) マンション等の共同住宅のみの調査区については、管理会社等に調査員業務を依頼する。

※(イ)、(ウ)については、調査員事務を当該事業者に委託することもあわせて実施する。

(エ) 調査員数：約4,100名（前回令和2年調査：約4,200名）

内 訳：町会・自治会等からの推薦 約2,700名

区職員（会計年度任用職員、外郭職員含む） 約850名

その他（公募、マンション・施設関係者等） 約550名

(オ) 調査員報酬：1調査区あたり50,000円程度（全額国費）

イ 指導員

(ア) 指導員は、調査員から提出された調査票等の検査を行う。

(イ) 指導員数：約600名（前回令和2年調査：約460名）

内 訳：区職員（会計年度任用職員含む） 約540名

その他（公募） 約60名

(ウ) 指導員報酬：65,000円程度（全額国費）

④ 調査員説明会

調査員に対して、調査員業務の内容についての説明会を実施する。説明会では、調査の趣

旨や内容、調査方法、調査書類の作成方法などについて説明するほか、守秘義務の厳守や調査書類の適切な管理、調査活動における安全確保についても指導する。なお、区職員調査員は動画視聴による説明会とする。

開催期間：令和7年8月25日（月）～9月5日（金）

⑤ 区独自のコールセンターの設置

世帯や調査員等からの調査の内容、調査票の記入方法などに関する照会・相談等に対応するために、区独自のコールセンターを設置する。

開設予定期間：令和7年9月1日（月）～11月7日（金）

⑥ 業務委託等の活用

正確で効率的な事務運営を実践するために、必要に応じて民間事業者への業務委託を行う。業務内容は主な以下のとおり。

[調査物品仕分け・配送、コールセンター運営、提出受付等人材派遣]

⑦ 広報

区は、国が提供する広報素材を活用した広報を行うとともに、主に以下に示す方法により区民への情報発信を行う。

ア 区のおしらせ（点字・声の広報含む）（8月1日、9月1日、10月1日号）

イ 区ホームページ（スマートフォン版を含む）

ウ エフエム世田谷「世田谷通信」

エ メールマガジン、LINE、X、Facebook

オ 区広報掲示板・区施設でのポスター掲示、デジタルサイネージ

カ まちづくりセンターのミニコミ紙や、区内産業団体等の情報誌等への記事の掲載

キ 町会・自治会回覧

ク 私鉄各駅構内、商店街、金融機関、医療機関等へのポスター掲示

ケ マンション管理組合を通じたマンションの建物・敷地内掲示板におけるポスター掲示

コ やさしい日本語を用いた周知チラシ「調査のおしらせ」を作成し全調査世帯に配布

サ 外国人世帯向け広報として、「調査のおしらせ」に区コールセンター（英語）及び国コンタクトセンター（多言語）の案内を英語で掲載。また、外国人相談窓口やクロッシングセタがや等にポスターを掲示、外国人世帯にリーフレットを配布（いずれも多言語）。

シ 視力障害者向け広報として、区のおしらせ（8月1日号、9月1日号）及びエフエム世田谷等で、拡大文字調査票、点字調査票及び音声対応電子調査票について周知。また、音声コード付きの「調査のお知らせ」を作成。

ス 国作成の「新生児把握用リーフレット」を各総合支所くみん窓口等に配架

セ インターネット回答率の上昇に向け、区ホームページ・SNS等で利便性を周知。また、区職員・町会・調査員等へ周囲への呼びかけを依頼。

（2）調査の対象

世田谷区内に常住する者で、すでに3か月以上住んでいるか、まだ3か月になっていないが10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている者（外国人も含む。住民票の届出に関係なく調査）

[外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。]

(3) 調査の方法

① 調査区の設定

調査の実施に先立ち、令和6年10月1日現在で調査区を設定し、東京都に調査区関係書類を提出した。調査期日までに修正が必要な場合は、その都度修正を行う。

調査は国の計画に基づき、下記のとおり一般調査区及び特別調査区に区分して行う。原則として、1調査区は一般調査区においては60～100世帯で構成している。なお、特別調査区においては当該施設のみで調査区を構成する。

※参考：令和7年7月現在調査区数

調査区の種類	調査の対象	調査区数	調査員依頼先
一般調査区	一般住宅等	7,040調査区	町会・自治会等
	大規模マンション	803調査区	管理会社・管理組合等
特別調査区	社会施設・会社の独身寮・学生寮等	331調査区	運営法人等

② 調査の流れ

調査は、総務省－東京都－区－指導員及び調査員の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会施設等において、調査員事務を管理会社等の特定の事業者が業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、区が当該事業者が調査員事務を委託して実施することができる。

③ 調査の方法

ア 一般調査区

(ア) 調査員は、担当調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認し、居住確認を行う。居住確認ができた世帯に「調査のお知らせ」を配布するとともに、「調査区要図」を作成する。(9月13日～19日)

(イ) 調査員は、担当調査区内の居住確認ができた世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を郵便受け・ドアポストなどに入れて配布するとともに、「調査世帯一覧」を作成する(9月20日～30日)

※オートロックマンションや単身世帯、共働き世帯など何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合、訪問時にインターホン越しの説明は行わず、居住確認を行った上で、調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布する。

(ウ) 世帯は、所定の期間において、原則としてインターネット又は郵送のいずれかを選択し、回答を行う。(9月20日～10月8日。ただし、9月20日～30日はインターネットによる回答のみ可能)

(エ) 調査員は、調査員回収を希望した世帯を訪問し、調査票を回収する。(10月1日～8日)

(オ) 調査員は、「調査への回答はお済みですか」を居住確認ができた世帯に配布し、調査への協力を促す。(10月1日～3日)

(カ) 調査員は、調査票回収期間後、「督促状兼お礼状」を居住確認ができた世帯に配布し、未提出世帯からの調査票の提出を促進する。(10月9日～11日)

イ 特別調査区

(ア) 調査業務受託者あるいは調査員は、施設等に出向いて調査区の範囲を確認し、「調査区要図」を作成する。(9月13日～19日)

(イ) 調査業務受託者あるいは調査員は、担当調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布するとともに、「調査世帯一覧」を作成するために必要な事

項を聴取する。(9月20日～30日)

(ウ) 世帯は、所定の期間において、調査票を記入し、調査業務受託者あるいは調査員へ提出する。(9月20日～10月8日)

(エ) 調査業務受託者あるいは調査員は、世帯を訪問して調査票を回収する。(10月1日～8日)

(オ) 調査業務受託者あるいは調査員は、調査書類を配布した全世帯に対し、「調査への回答はお済みですか」を配布する。(10月1日～3日)

ウ 住居不定者の調査

住居不定者については、それぞれの特性に応じた方法で調査を実施する。

(4) 調査後の調査票等の流れ

① 調査員による点検

調査員は、調査終了後、区への書類提出前に自宅にて、担当調査区の「調査区要図」、「調査世帯一覧」など調査票を除いた調査書類の点検を行う。調査員が回収した調査票は、内容等の点検は行わず、封筒を開封せずにそのまま区へ提出する。

② 調査書類の提出

調査員は、回収した調査票と「調査区要図」や「調査世帯一覧」などを指定された期間に提出する。

③ 指導員による検査

調査員により提出された「調査票」、「調査区要図」、「調査世帯一覧」について、内容審査を中心に検査を行う。

④ 区による審査

指導員検査後の調査書類について、調査書類の審査を行う。調査票等の内容審査とあわせて、市区町村要計表を作成する。

⑤ 東京都への調査書類等の提出及び保存

審査終了後、次の調査書類を所定の方法によって整理したうえで、それぞれ東京都の指定する日までに提出する。

ア 市区町村要計表

システムにより提出する。

イ その他の調査書類

調査票、調査世帯一覧、調査単位一覧、調査区要図、補助用調査票、書き直し等の元の調査票、未使用調査票等は一括して提出する。

ウ 調査書類の保存期間

(ア) 調査世帯一覧 (副本)	10年
(イ) 調査区要図 (副本)	10年
(ウ) 市区町村要計表	次回調査まで

(5) 調査結果の集計及び公表

① 結果の集計

集計は、総務省および独立行政法人統計センターが行う。

② 結果の公表

調査結果の第一報は、令和8年5月までに「人口速報集計」として公表される予定。

また、市区町村別の人口総数及び世帯数については、令和8年9月までに「人口等基本集計」として公表される予定。

(6) 今後のスケジュール（予定）

7年	8月	調査員説明会の開催（25日～9月5日）
	9月	「調査のお知らせ」の配布（13日～19日） 調査書類一式の配布（20日～30日）
	10月	調査基準日（1日） 「調査への回答はお済みですか」の配布（1日～3日） 紙調査票の回収（1日～8日） 「督促状兼お礼状」の配布（9日～11日） 調査員からの調査書類提出受付（14日～24日） 指導員による調査書類の点検（下旬～11月中旬）
	11月	区による調査書類の審査・集計（下旬～8年2月）
8年	2月	世田谷区国勢調査実施本部 …調査の進捗状況の報告 議会報告 …調査の進捗状況の報告
	3月	東京都への調査書類の提出（3月26日（予定））
	5月	議会報告 …人口速報集計 人口速報集計公表